

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 侮辱罪の厳罰化

深刻化するインターネット上の誹謗中傷対策のため、侮辱罪を厳罰化する改正刑法が今国会で成立。法定刑に1年以下の懲役・禁錮又は30万円以下の罰金を加える。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/13(月) 先勝

14(火) 友引

15(水) 先負 通常国会の会期末、所得税の予定納税の通知

16(木) 仏滅 ゴルフ・全米オープン(～19日)

17(金) 大安 水泳・世界選手権

18(土) 赤口

19(日) 先勝 父の日

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

6/6(月) 27,916 △154 130.76 ▼0.88

7(火) 27,944 △28 132.76 ▼2.00

8(水) 28,234 △290 133.57 ▼0.81

9(木) 28,247 △13 133.47 △0.10

10(金) 27,824 ▼423 133.59 ▼0.12

## 欠損金が生じた場合の繰越控除と繰戻還付

国税庁が公表した「令和2年度分会社標本調査」によると、法人数279万560社(連結子法人を除く)のうち欠損法人は173万9778社で、その割合は62.3%(前年度比0.7ポイント増)と11年ぶりに増加しました。

## ◆ 欠損金を10年間繰り越す「繰越控除」

青色申告書を提出する法人に欠損金(税務上の赤字)が生じた場合、適用できる制度には「繰越控除」と「繰戻還付(中小法人等に限る)」があります。

欠損金の繰越控除は、欠損金が生じた事業年度の翌事業年度以降10年間(平成30年4月1日以前に開始した事業年度における欠損金は9年間)にわたり欠損金を繰り越すことができ、繰越期間中の各事業年度で生じた所得金額から控除する制度です。

ただし、中小法人等以外については控除できる金額に制限が設けられており、所得金額の50%が控除限度額となります。

なお、繰越欠損金が2以上の事業年度において生じている場合には、最も古い事業年度の欠損金から順に控除をします。

## ◆ 前事業年度の所得と相殺する「繰戻還付」

欠損金の繰戻還付は、欠損金が生じた事業年度の前1年(災害損失欠損金については前2年)以内に開始した事業年度において所得金額がある場合に、欠損金を繰り戻すことで既に納めた法人税から、欠損金の分の還付を受けることができる制度です。

繰戻還付の適用は、原則として資本金1億円以下の中小法人等に限定されていますが、新型コロナ税特法の特例により資本金10億円以下の法人も令和4年1月終了事業年度まで適用可能とされていました。

## ■ この記事の詳細は、情報BOX201522

## 今日は「外国人労働者問題啓発月間」

毎年6月は、外国人労働者の雇用・労働条件に関するルールの周知等を行う「外国人労働者問題啓発月間」です(今年の標語は「共生社会は魅力ある職場環境から～外国人雇用はルールを守って適正に～」)。

新型コロナの水際対策の緩和により、外国人労働者が一層増加することが見込まれていますので、外国人を雇用する場合は、就労させる仕事に在留資格の範囲内であるか等を在留カードなどで必ず確認し、不法就労にならないようにします。

また、外国人の雇入れと離職の際は、ハローワークに「外国人雇用状況の届出」を提出することがすべての事業主に義務付けられています。

## 子どもみらい住宅支援事業の申請期限延長

子育て世帯又は若者夫婦世帯が取得する一定性能(①ZEH住宅、②高い省エネ性能等を有する住宅、③一定の省エネ性能を有する住宅)を満たす新築住宅に最大100万円、世帯を問わず対象となる省エネリフォーム等に最大60万円を補助する「子どもみらい住宅支援事業」は、原油・物価高騰対策により交付申請期限が令和5年3月まで延長となりました(子育て・若者夫婦世帯が取得する③の住宅は本年6月末までの契約に限る)。

なお、申請手続等は登録事業者が行います。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 欠損金が生じた場合の「繰越控除」と「繰戻還付」の概要

### ◆欠損金の繰越控除の概要

確定申告書を提出する法人の各事業年度開始の日前10年（平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は9年）以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入されます。

#### ◎繰越控除をする法人等

欠損金の繰越控除をする法人は、欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出している法人です。

欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出していれば、その後の事業年度について提出した確定申告書が白色申告書であっても、その欠損金額についてはこの繰越控除の規定が適用されます。

#### ◎繰越控除される欠損金額

繰越控除される欠損金額は、各事業年度開始の日前10年（平成30年4月1日前に開始した事業年度は9年）以内に開始した事業年度において生じた欠損金額です。

ただし、この欠損金額からは、この繰越控除の規定の適用を受けようとする事業年度前の各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入された欠損金額および「欠損金の繰戻しによる還付」の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれます。また、損金の額に算入される欠損金額は、欠損金の繰越控除の規定を適用せず、かつ、法人税法第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）、同条第3項および第62条の5第5項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合におけるその事業年度の所得金額を限度とします。

例えば、繰越欠損金が150万円で、その事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額が100万円の場合、150万円のうち100万円が損金に算入され、その事業年度の所得金額は0となります。

なお、中小法人等（※）以外の法人の各事業年度における控除限度額は、繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額に対して一定の率を乗じた金額とされており、平成30年4月1日以降開始事業年度については50%となります。

※普通法人のうち、資本金等の額が1億円以下であるもの（大法人の100%子法人等を除く）または資本もしくは出資を有しないもの、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等をいいます。

#### ◎損金算入の順序

繰越欠損金はその事業年度開始の日前10年（平成30年4月1日前に開始した事業年度は9年）以内に開始した事業年度のうち2以上の事業年度において生じている場合には、最も古い事業年度において生じたものから順次損金算入をします。

### ◆欠損金の繰戻還付の概要

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度（適格合併における被合併法人の青色申告書である確定申告書を提出する最後事業年度を含む）に欠損金額が生じた場合において、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求できるという制度です。

この制度は、①清算中に終了する各事業年度の欠損金額、②解散等の事実が生じた場合の欠損金額、③中小企業者等の各事業年度において生じた欠損金額を除き、適用が停止されていますが、以下についても適用が認められています。

#### ◎災害損失欠損金の繰戻しによる還付

災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度または災害のあった日から同日以後6ヵ月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額（※）がある場合には、その事業年度または中間期間開始の日前1年（青色申告である場合には前2年）以内に開始したいずれかの事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされています。

※災害により棚卸資産、固定資産または一定の繰延資産について生じた損失の額（保険金、損害賠償金等により補てんされるものを除く）をいいます。

#### ◎新型コロナ税特法の特例

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、中小企業者等に加え、資本金等の額が10億円以下の法人等も制度の適用が認められます。